

第4次 恵庭市食育推進計画 (案)

令和7年度～令和 13 年度

恵庭市

市長挨撈

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定体制	4

第2章 第3次恵庭市食育推進計画の評価

1. 第3次恵庭市食育推進計画の概要	5
2. 第3次恵庭市食育推進計画の評価	6
(1) 評価方法と内容	6
(2) 評価指標の達成状況	7
3. 恵庭市の食育をめぐる現状	8
(1) 恵庭市の概況	8
(2) 食生活・食育に関する現状	10

第3章 食育推進計画の目標と施策

1. 目指すべき方向性	23
2. 計画の体系	25
3. 計画の目標と評価指標	26
4. 施策の展開	27
(1) 分野別の施策	27
分野1 食をとおして健康をつくる	27
分野2 食をとおして人を育む	30
分野3 食をとおして地域をつくる	33
(2). ライフステージ別の事業一覧	36

第4章 計画を円滑に推進するために

1. 計画推進における役割	38
2. 計画の推進体制	39

資料

1. 恵庭市食育推進協議会に関すること	40
2. 食育基本法	43

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「食」は命の源であり、私たち人間が生きていくために欠かすことのできない大切なものです。

食をめぐる状況が大きく変化する中、食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。また、新型コロナウイルス感染症の影響や、世帯構造の変化、様々な生活状況があり、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。さらに、高齢化が急速に進展する中、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防は重要な課題であり、食育の観点からも積極的な取組が必要となります。

そのような中、国においては平成 17 年7月に食育基本法、平成 18 年3月には食育推進基本計画が策定され、恵庭市においても平成 19 年より「恵庭市食育推進計画」を策定し、以降おおむね5年ごとに計画を改め、「すべての世代において健康的な食生活を営むことができる」よう、家庭や地域、関係者・団体の協力連携のもとに、あらゆる機会を通じて食の関心を高めることに努めてきました。

市民の食生活においては、栄養バランスに配慮した食事頻度の低下、野菜の摂取不足、朝食の欠食のような食習慣の乱れが見られ、これらに起因する肥満や生活習慣病は引き続き課題である一方で、若い女性のやせ、高齢者の低栄養等の健康面での課題や、食品ロスや伝統的な食文化の喪失などさまざまな食に関する問題が挙げられています。

これまでの食育推進の成果や食をめぐる課題を踏まえ、国の第4次食育推進基本計画における今後取り組むべき重点課題や第5次北海道食育計画における基本方針を十分に勘案し、令和7年度からの「第4次恵庭市食育推進計画」を策定します。

食育とは

「食育」は、生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

2. 計画の位置づけ

この恵庭市食育推進計画は、次のような性格を有するものです。

- (1) 食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、第18条第1項に基づく市町村食育推進計画です。
- (2) 「第5期恵庭市総合計画」※に位置づけられた主要施策として、恵庭市の関連する諸計画と整合性を持って推進する計画です。
- (3) 市民、関係機関・団体等との協働により、共に考え実践するなど、この計画に沿った活発な活動が展開されることを期待するものです。

※第5期恵庭市総合計画「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」（一部抜粋）

基本目標Ⅱ 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

<08 夢と健康を育むまち>

【基本方針】

*子どもから高齢者まで日々健やかに暮らせるまちの実現を図り、ライフステージに合わせた健康づくりや生活習慣病の予防・改善、予防接種や検診事業などの支援を推進するとともに情報提供の場の充実を行います。

【わたしたちができること】

*自主的な心と体の健康づくりと予防対策

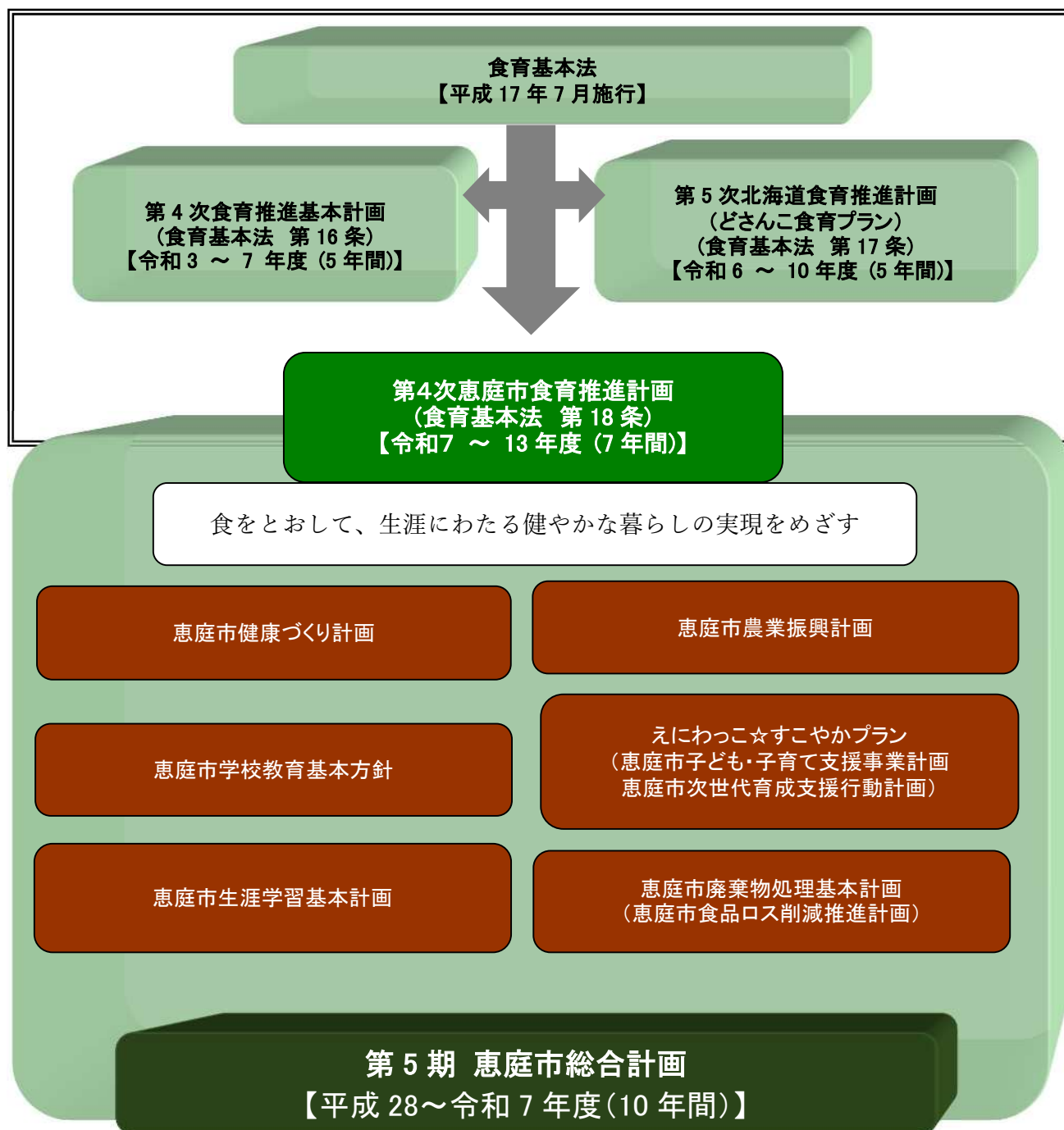
食育の推進と SDGs

平成 27 年9月の国連サミットで採択された国際開発目標である「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、17 の目標と 169 のターゲットから成る「SDGs(持続可能な開発目標)」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

SDGsの目標には、「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保証及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係が深い目標があり、食育の推進はSDGsの達成に寄与するものです。



【各種計画との関係】



3. 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和13年度までの7年間とします。なお、社会情勢の変化などにより見直しが生じた場合は必要な措置を講じます。

4. 計画策定体制

恵庭市では第4次恵庭市食育推進計画を策定するにあたり、市民の意見を計画に反映するために、「健康づくり・食育に関するアンケート調査」を実施しました。アンケート調査を踏まえ第3次食育推進計画の評価を行い「恵庭市食育推進協議会」にて食育の推進について意見交換や協議を行い、検討を重ね計画を策定しました。

(1) 恵庭市食育推進協議会の開催

令和6年7月30日 令和6年11月18日 令和7年〇月〇日

(2) 恵庭市保健福祉推進会議へ報告及び協議

令和6年〇月〇日 令和6年〇月〇日

(3) 厚生消防常任委員会へ報告

令和6年6月26日 令和6年12月6日 令和7年〇月〇日

(4) 恵庭市保健センター運営協議会へ報告

令和6年6月26日 令和6年11月19日 令和7年〇月〇日

(5) 市民の意見の反映

□ 健康づくり・食育に関するアンケート調査(注)

□ パブリックコメント 令和6年12月〇日～令和7年〇月〇日

(注) 健康づくり・食育に関するアンケート調査

調査期間	令和5年9月1日～9月30日	調査項目	属性、健康管理、食生活、運動、喫煙、飲酒、歯科保健、こころの健康、がん検診、新型コロナウイルス感染症等(33問)
調査対象	18歳以上の恵庭市民2,000人		
調査方法	郵送・WEBによる調査	回収状況	回収率:39.2%

第2章 第3次恵庭市食育推進計画の評価

1. 第3次恵庭市食育推進計画の概要

基 本 方 針	領 域	目 標	対 策	
			個人・地域の取り組み	関係団体・市の取り組み
食をとおして、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざす	1 食をとおして健康をつくる	① 体や健康のことを考えて食事をしている人を増やす ② 1日350g以上の野菜を摂取している人を増やす ③ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する人を増やす ④ 食事を味わってよく噛んで食べる人を増やす	・日頃から望ましい食生活を意識しよう ・減塩や栄養バランスの良い食事で生活習慣病を予防しよう ・ゆっくりよく噛んで食べよう	・妊産婦や乳幼児に対する基本的な食習慣形成のための栄養指導 ・生活習慣病予防による健康寿命の延伸につながる食生活実践の推進 ・高齢者に対する低栄養の予防等の栄養指導 ・8020やカミング30等の歯科保健活動における食育推進
	2 食をとおして人を育む	⑤ 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす ⑥ 朝食を毎日食べる人を増やす ⑦ 早く寝る小学生を増やす(21時台までの就寝)	・家族で食卓を囲み共に食事を取ろう ・地域の中で食を通じたコミュニケーションを図ろう ・朝食を食べ健康的な生活リズムを身につけよう	・若者や高齢者へのコミュニケーションを通じた共食の推進 ・子どもの基本的な生活習慣形成の支援 ・多様な暮らしを意識した栄養指導の推進 ・若い世代に対する食に関する知識の普及啓発の推進
	3 食をとおして地域をつくる	⑧ 「食育」に関心を持っている人を増やす ⑨ 地元産(道内産)食材を購入する人を増やす ⑩ 学校給食における恵庭産食材の活用を増やす	・自分の食生活を振り返ろう ・地元産の食材を積極的に利用しよう ・食べられる量だけ作ったり、注文したりしよう ・残さず食べよう	・食育に関する理解の推進 ・地域の食文化を大切にした食育の推進 ・地産地消の推進 ・食べきりおよび食を大切にする意識の啓発

2. 第3次恵庭市食育推進計画の評価

(1) 評価方法と内容

第3次恵庭市食育推進計画について、達成率を4段階 A～D と N(下表)に区分し、目標ごとに評価しました。目標値、活動の推進体制の評価をもとに新たな課題への取り組みについて検討し、「家庭」「幼稚園・保育園・認定こども園」「学校」「地域」「農畜産業者・食品関連事業者」「行政」の連携の下、第4次恵庭市食育推進計画を策定し食育を推進いたします。

<達成率(%)の計算方法>

$(\text{現状値} - \text{計画策定時の値}) \div (\text{目標値} - \text{計画策定時の値}) \times 100$

<評価区分>

A(達成)	目標に達成した(達成率100%以上)
B(前進)	目標に達していないが改善傾向にある(達成率5%以上99%以下)
C(維持)	変わらない(達成率-5%以上5%未満)
D(後退)	悪化している(達成率-5%未満)
N	評価困難

評価A(目標に達成した)の項目

- ① 体や健康のことを考えて食事をしている人の割合(成人)

評価B(目標に達していないが改善傾向にある)の項目

- ① 体や健康のことを考えて食事をしている人の割合(中学生)
- ③ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上
ほぼ毎日食べている人の割合(若い世代)
- ④ 食事を味わってよく噛んで食べる人の割合
- ⑤ 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数
- ⑥ 朝食を毎日食べる人の割合(成人、若い世代)
- ⑦ 早く寝る小学生の割合(21時台までの就寝)

評価C(変わらない)の項目

該当項目なし

評価D(悪化している)の項目

- ② 1日 350g以上の野菜を摂取している人の割合
- ③ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上
ほぼ毎日食べている人の割合(成人)
- ⑥ 朝食を毎日食べる人の割合(中学生)
- ⑧ 「食育」に関心を持っている人の割合
- ⑨ 地元産(道内産)食材を購入する人の割合
- ⑩ 学校給食における恵庭産食材の活用の割合

N(評価困難)の項目

- ⑥ 朝食を毎日食べる人の割合(小学生)→設問変更により比較困難のため

(2)評価指標の達成状況

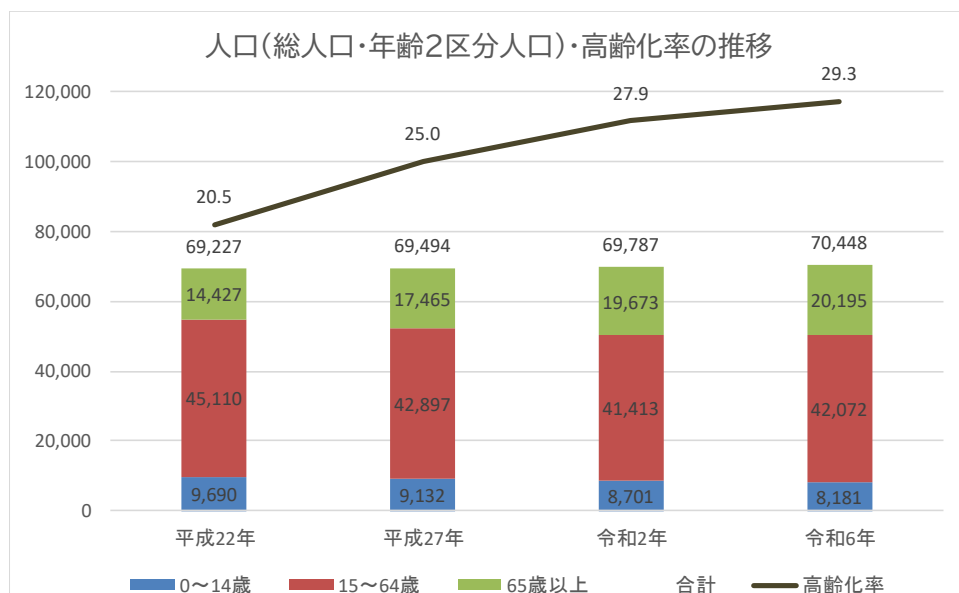
評 価 指 標						評価
領 域	目 標	指 標	計画策定時	現状値	目標値	
			平成28年度	令和5年度		
1. 食をとおして 健康をつくる	①体や健康のことを 考えて食事をしてい る人を増やす	①体や健康のことを 考えて食事をしてい る人の割合	中学生 75 %	82%	90%	B
			成人 76 %	76%	現状維持	A
	②1日350g以上 の野菜を摂取してい る人を増やす	②1日350g以上 の野菜を摂取してい る人の割合	成人 22 %	20%	40%	D
	③栄養バランスに配 慮した食生活を実践 する人を増やす	③主食・主菜・副菜を 組み合わせた食事を 1日2回以上ほぼ毎 日食べている人の割 合	成人 37 %	32%	70%	D
			若い世代 26 % (20代)	28%	55%	B
④食事を味わってよ く噛んで食べる人を 増やす	④食事を味わってよ く噛んで食べる人の 割合	成人 37 %	44%	55%	B	
2. 食をとおして 人を育む	⑤朝食又は夕食を家 族と一緒に食べる 「共食」の回数を増 やす	⑤朝食又は夕食を家 族と一緒に食べる 「共食」の回数	週 7.8 回	週9.2回	週11回以上	B
	⑥朝食を毎日食べる 人を増やす	⑥朝食を毎日食べる 人の割合	小学生 97 % (参考値)	77%	100%	N
			中学生 89 %	76%	100%	D
			成人 74 %	75%	85%	B
			若い世代 49 % (20代)	58%	85%	B
⑦早く寝る小学生を 増やす (21時台ま での就寝)	⑦早く寝る小学生の 割合 (21時台ま での就寝)	小学生 55 %	57%	70%	B	
3. 食をとおして 地域をつくる	⑧「食育」に関心を 持っている人を増や す	⑧「食育」に関心を 持っている人の割合	成人 70 %	66%	90%	D
	⑨地元産 (道内産) 食材を購入する人を 増やす	⑨地元産 (道内産) 食材を購入する人の 割合	成人 76 %	69%	95%	D
	⑩学校給食における 恵庭産食材の活用を 増やす	⑩学校給食における 恵庭産食材の活用の 割合 ※重量ベース	21%	16%	30%	D

3. 恵庭市の食育をめぐる現状

(1) 恵庭市の概況

1) 人口・高齢化率の推移

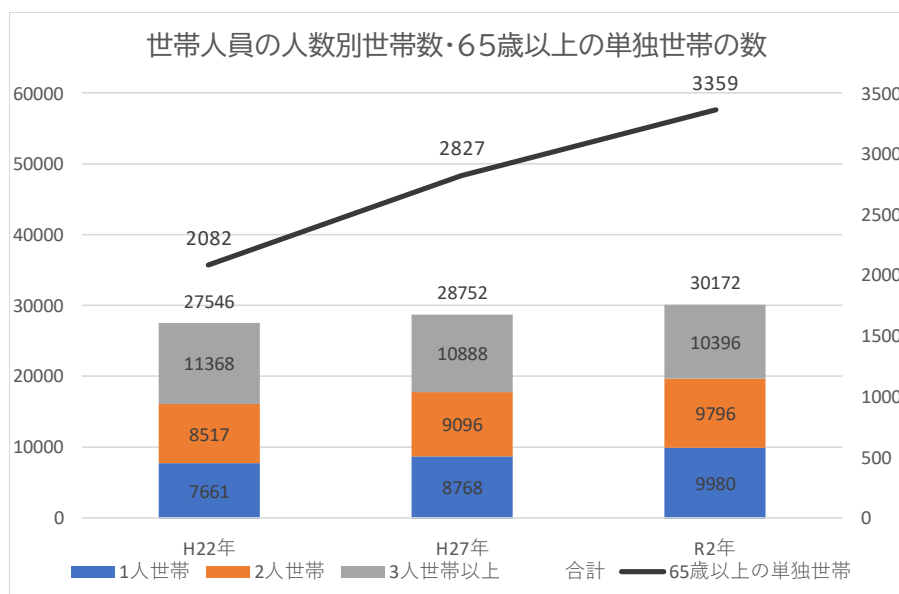
高齢化率は増加傾向であり、令和 6 年では 29.3%となっています。
人口はわずかではありますが増加傾向がみられます。



資料：国勢調査(平成22年、平成27年、令和2年)
恵庭市住民基本台帳(令和6年)
恵庭市介護保険事業計画(各年 10 月 1 日現在)

2) 世帯構造の推移

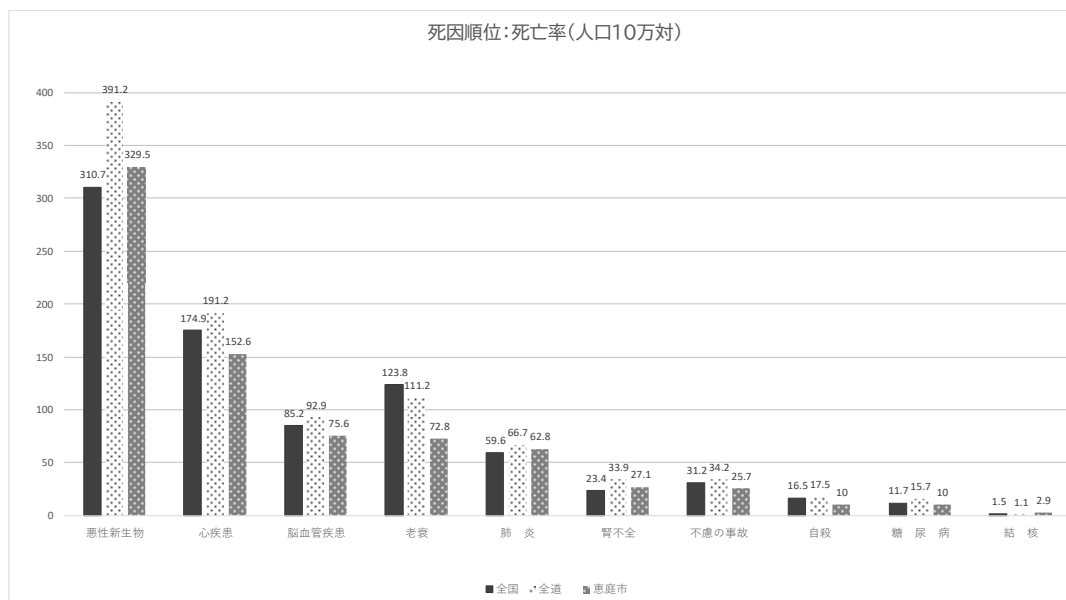
世帯構造は 1 人世帯、2 人世帯ともに増加しており、3 人以上の世帯は減少しています。
65 歳以上の単独世帯も増加傾向です。



資料：国勢調査(平成22年、平成27年、令和2年)

3)死因

死因の上位順位は悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、老衰、肺炎の順に多く、全国、全道と比べると、脳血管疾患の死亡率が老衰と比べて多いです。
恵庭市と全道を比較すると、結核以外の死亡率が下回っています。

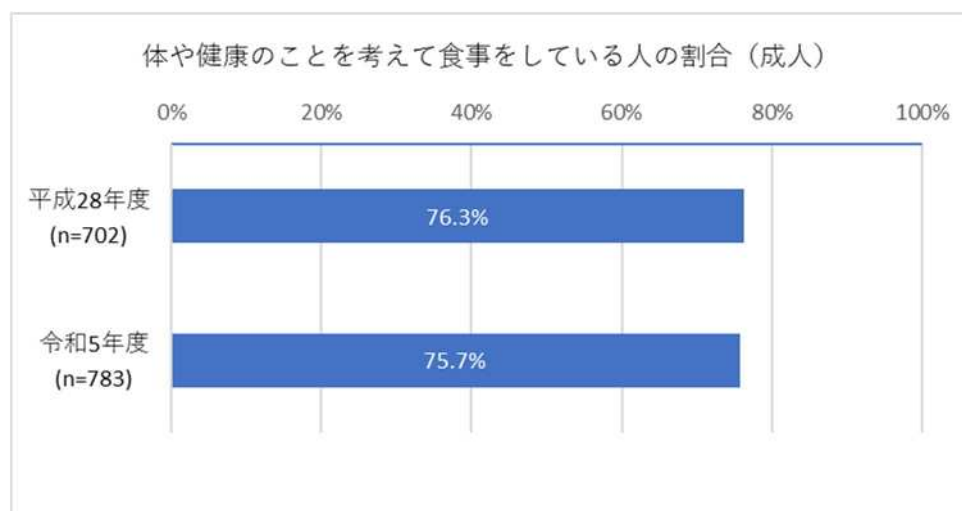


資料：人口動態統計(令和3年)

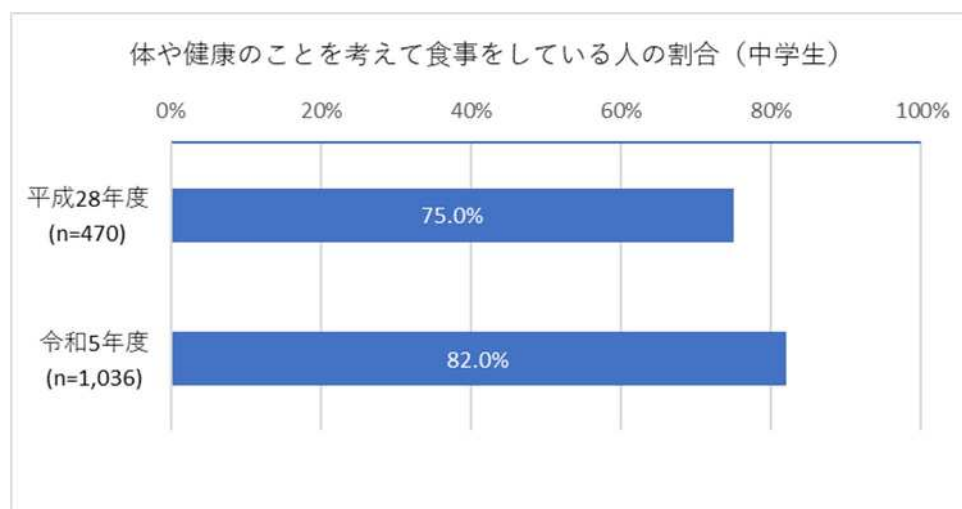
(2)食生活・食育に関する現状

1)体や健康のことを考えて食事をしている人の割合

体や健康のことを考えて食事をしている人の割合(成人)は、ほぼ横ばいとなっています。一方で中学生は、目標値には達していませんが7ポイント増加しています。



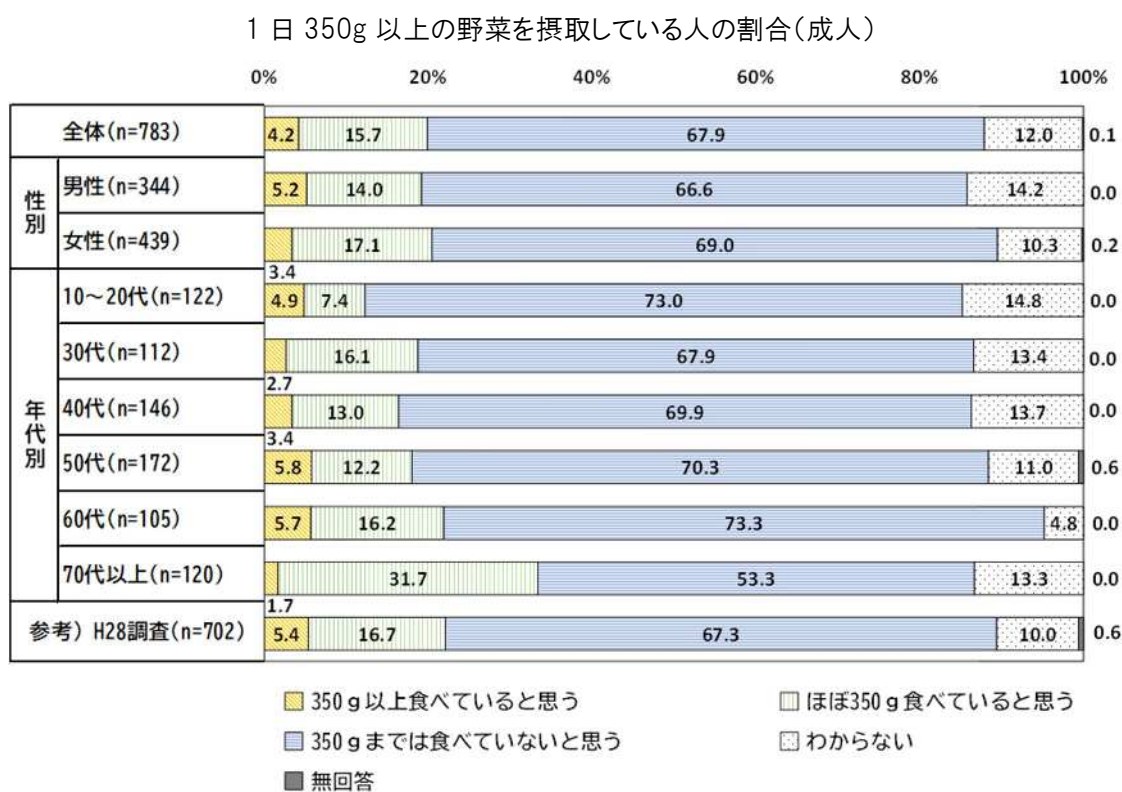
資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（平成28年度、令和5年度）



資料：学校給食・食生活に関するアンケート調査（平成28年度、令和5年度）

2)1日350g以上の野菜を摂取している人の割合

1日の野菜の摂取量については、全体では「350gまでは食べていないと思う」が67.9%、「ほぼ350g食べていると思う」が15.7%、「350g以上食べていると思う」が4.2%となっています。年代別にみると、70代以上の「ほぼ350g食べていると思う」は31.7%と他の年代に比べ15ポイント以上高くなっています。



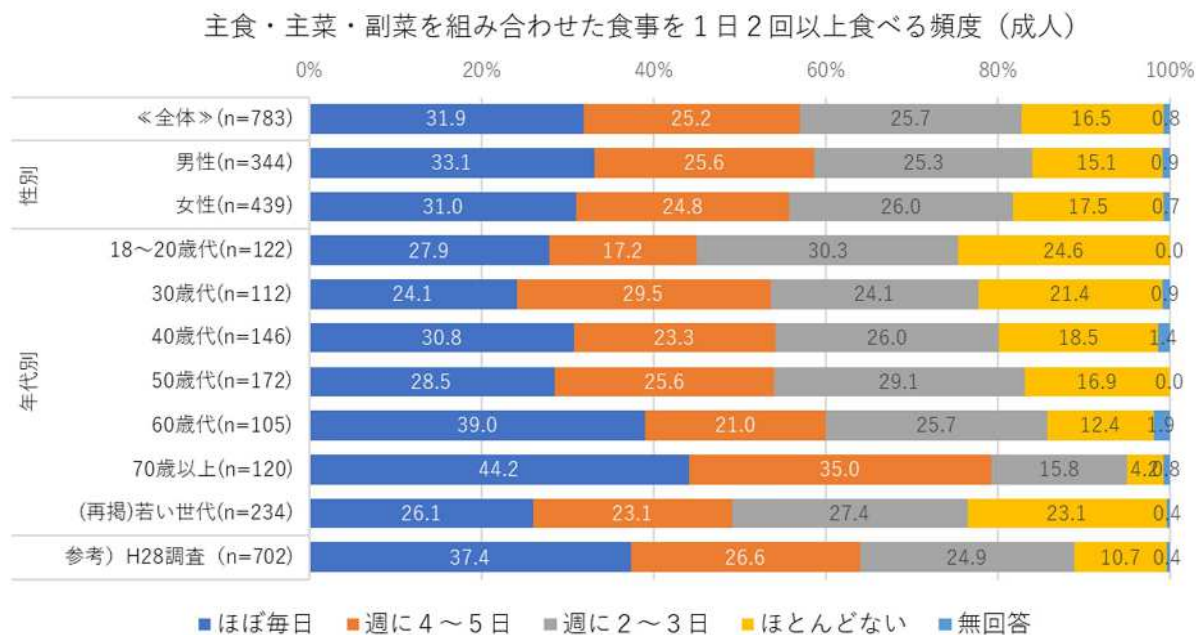
資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（平成28年度、令和5年度）

3)主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合(成人、若い世代)

主食・主菜・副菜をそろえて食べる頻度については、全体では「ほぼ毎日」が 31.9%、「週に4～5日」が 25.2%、「週に2～3日」が 25.7%、「ほとんどない」が 16.5%となっています。

若い世代(18～30代)については、「ほぼ毎日」は 26.1%と、他の年代に比べ低くなっています。

平成 28 年度調査と比較すると、「ほぼ毎日」は 5.5 ポイント低くなり、「ほとんどない」は 5.8 ポイント高くなっています。



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（平成 28 年度、令和 5 年度）

4) ゆっくりよく噛んで食べる人の割合

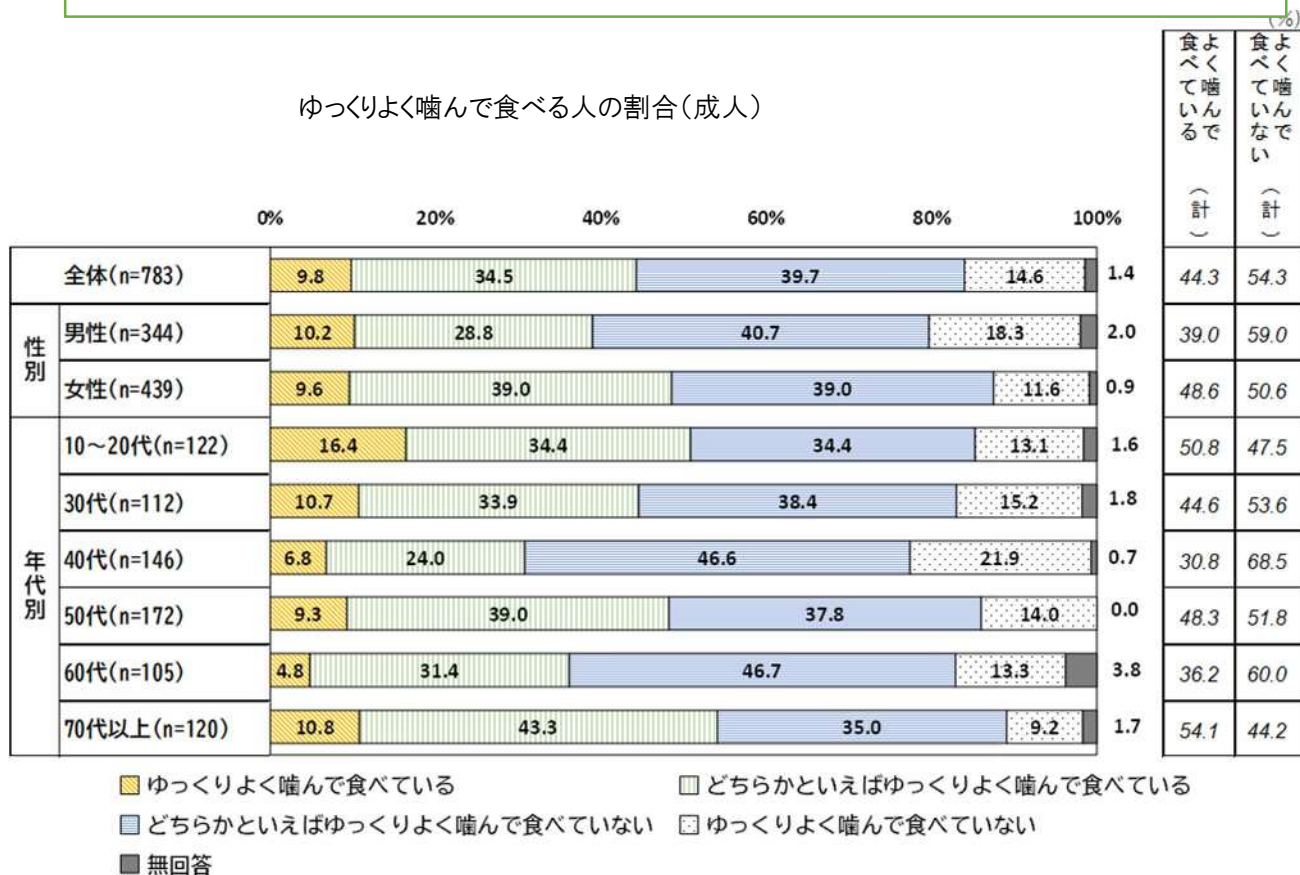
食事の時の咀嚼の状況については、全体では“よく噛んで食べている”※は 44.3%、“よく噛んで食べていない”は 54.3%となっています。

性別にみると、“よく噛んで食べている”は男性で 39.0%、女性で 48.6%となっています。
年代別にみると、40 代の“よく噛んで食べていない”は7割弱と他の年代に比べて高くなっています。

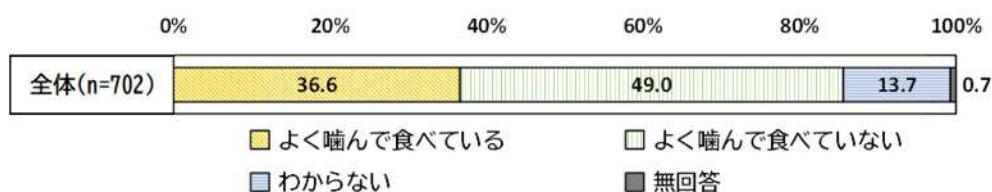
※“よく噛んで食べている”(「ゆっくりよく噛んで食べている」+「どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」)。

“よく噛んで食べていない”(「どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べていない」+「ゆっくりよく噛んで食べていない」)

ゆっくりよく噛んで食べる人の割合(成人)



【参考】平成 28 年度調査



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（平成 28 年度、令和 5 年度）

5)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の状況

①朝食

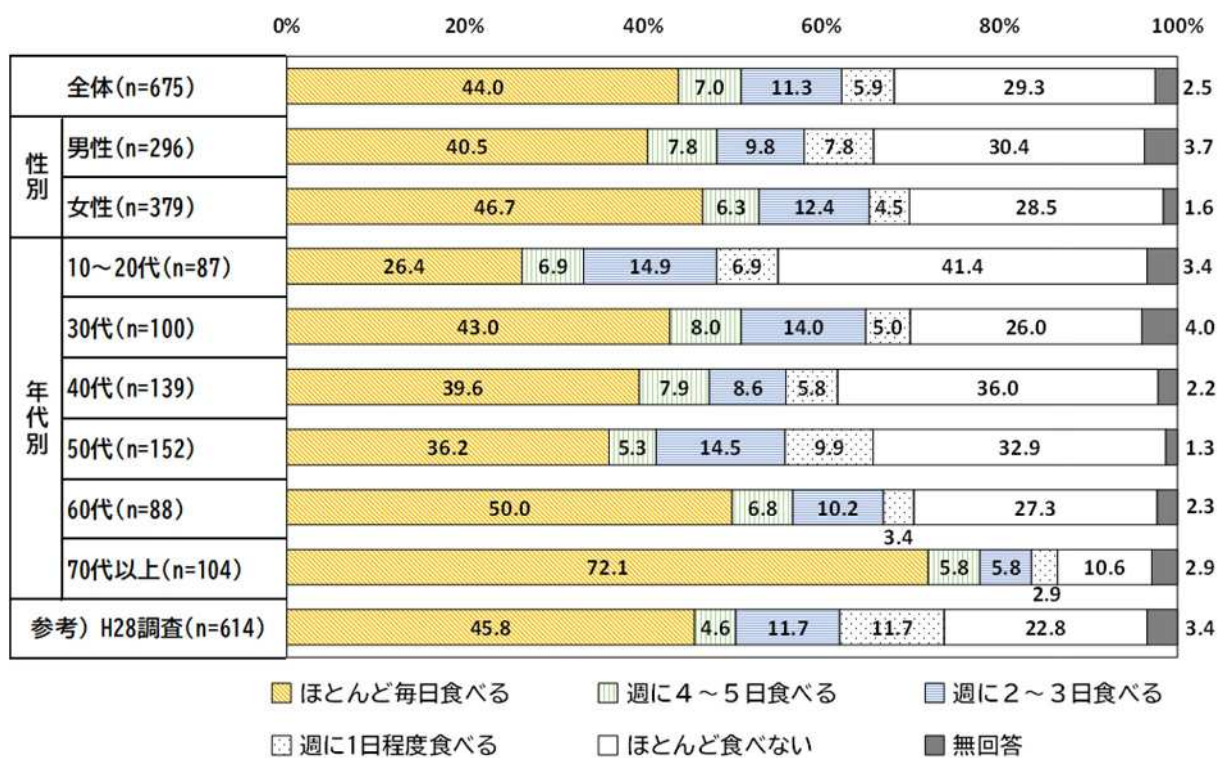
朝食を家族と一緒に食べる頻度については、全体では「ほとんど毎日食べる」が 44.0%、「ほとんど食べない」が 29.3%となっています。

性別にみると、女性の「ほとんど毎日食べる」は 46.7%と男性に比べ 6.2 ポイント高くなっています。

年代別にみると、70 代の「ほとんど毎日食べる」は7割を超え、他の年代に比べ高い割合となっています。一方で、10～20 代の「ほとんど食べない」は 41.4%と、他の年代に比べ 5.4 ポイント以上高くなっています。

平成 28 年度調査と比較すると、「ほとんど食べない」が 6.5 ポイント高くなっています。

朝食を家族と食べる頻度（成人）



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（平成 28 年度、令和 5 年度）

②夕食

夕食を家族と一緒に食べる頻度については、全体では「ほとんど毎日食べる」が 67.3%、「ほとんど食べない」が 6.1%となっています。

性別にみると、女性の「ほとんど毎日食べる」が 71.8%と男性に比べ 10 ポイント以上高くなっています。

年代別にみると、10～20 代の「ほとんど毎日食べる」は 55.2%と他の年代に比べ低くなっています。

平成 28 年度調査と比較すると、「ほとんど毎日食べる」は 8 ポイント高くなっています。

夕食を家族と食べる頻度（成人）



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（平成 28 年度、令和 5 年度）

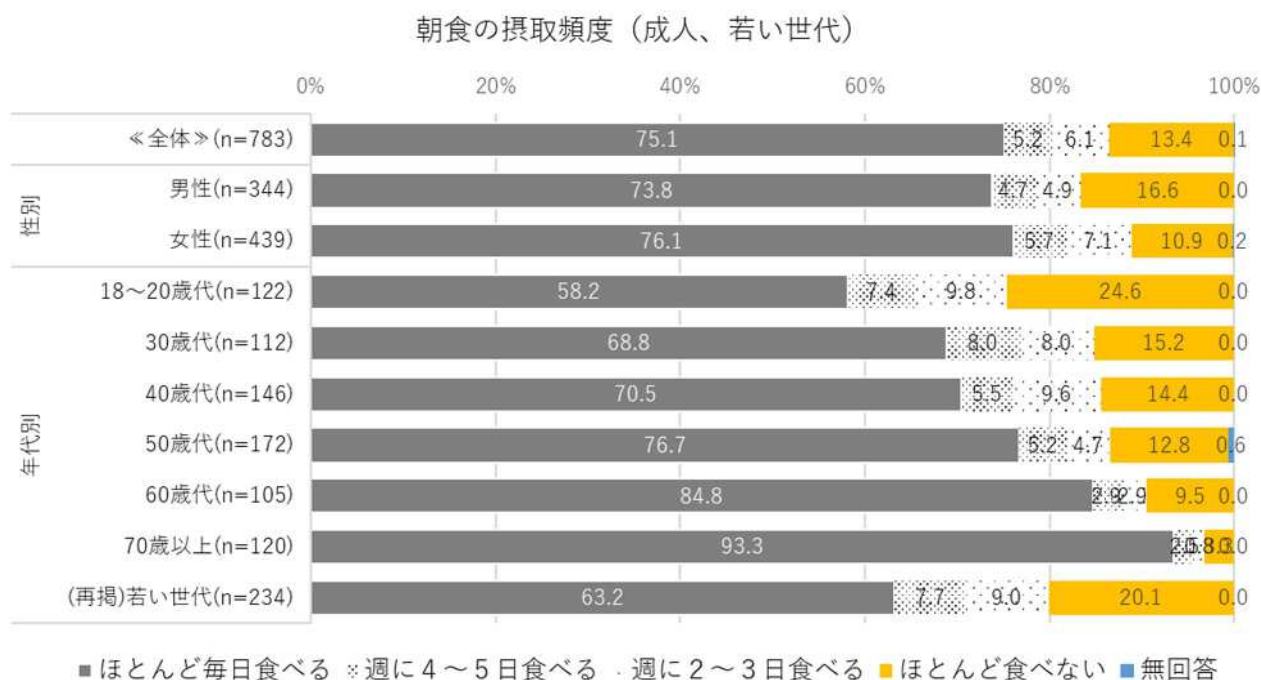
6)朝食を毎日食べる人の割合(成人、若い世代、小学生、中学生)

成人の朝食の摂取頻度については、全体では「ほとんど毎日食べる」が 75.1%となっている一方で、「ほとんど食べない」は 13.4%となっています。

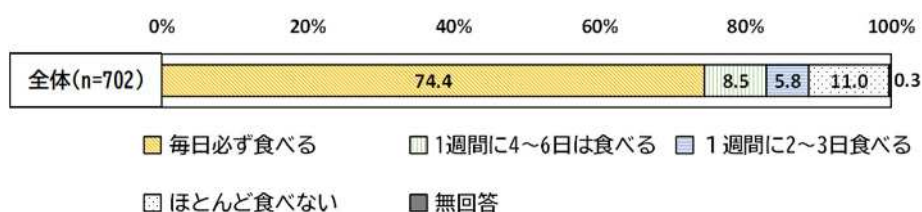
年代別にみると、10～20 代の「ほとんど食べない」は他の年代に比べ 9.4 ポイント以上高くなっています。

平成 28 年度調査と比較すると、「ほとんど食べない」は 2.4 ポイント高くなっています。

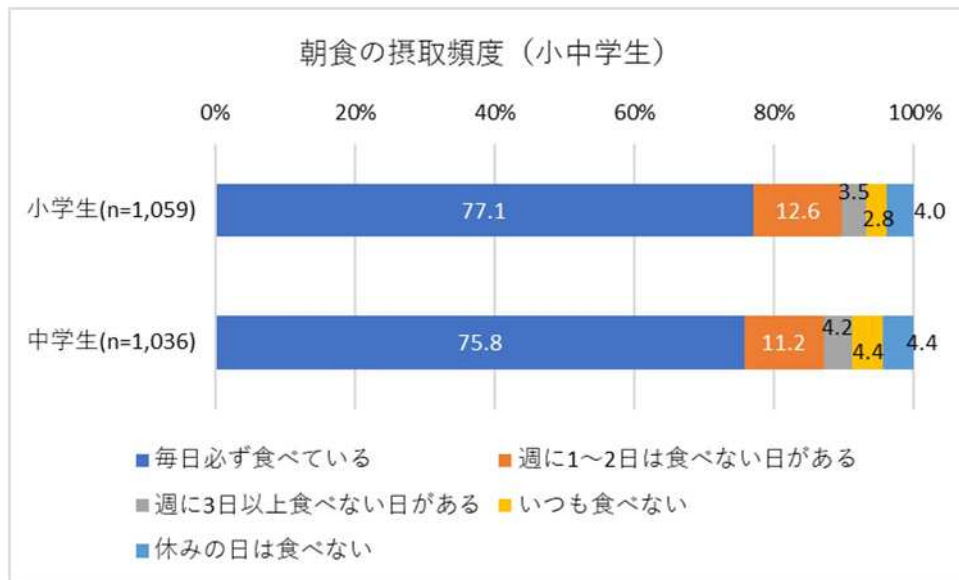
朝食を毎日食べる小学生は 77.1%、中学生は 75.8%となっています。



【参考】平成 28 年度調査



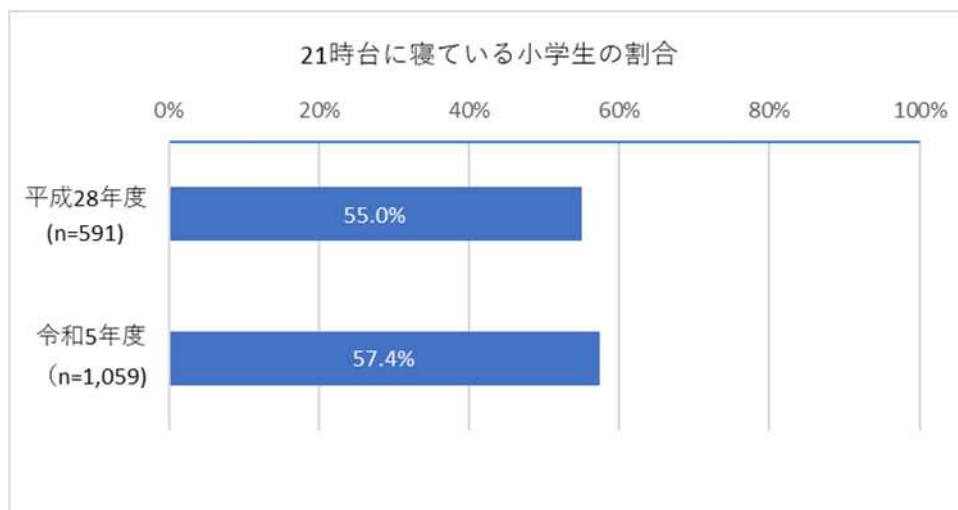
資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（平成 28 年度、令和 5 年度）



資料：学校給食・食生活に関するアンケート調査（令和5年度）

7)早く寝る小学生の割合(21時台の就寝)

早く寝る小学生の割合は、2.4ポイント増加しましたが、目標値(70%)には達していません。



資料：学校給食・食生活に関するアンケート調査（平成28年度、令和5年度）

8)食育に関心を持っている人の割合

「食育」への関心の有無については、全体では“関心がある”※は 65.6%、“関心がない”は 32.9%となっています。

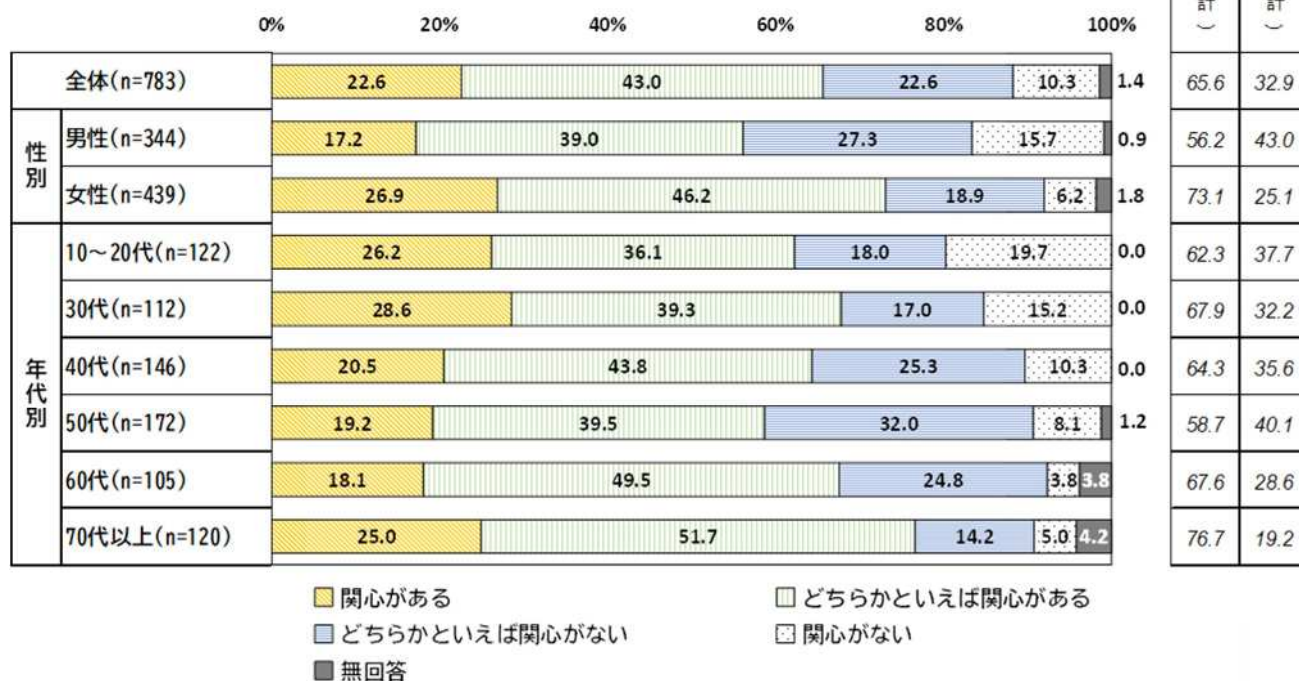
性別にみると、“関心がある”は男性が 56.2%であるのに対し、女性は 73.1%と約 17 ポイント高くなっています。

平成 28 年度調査と比較すると、“関心がない”は 9.7 ポイント高くなっています。

※“関心がある”(「関心がある」+「どちらかといえば関心がある」)、
“関心がない”(「どちらかといえば関心がない」+「関心がない」)

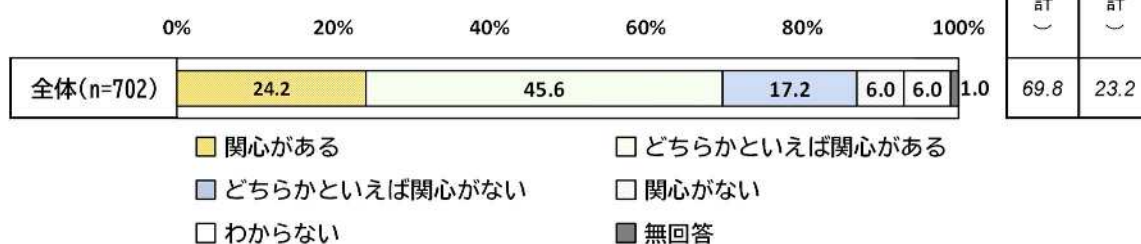
(%)

食育に関心を持っている人の割合(成人)



(%)

【参考】平成 28 年度調査



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（平成 28 年度、令和 5 年度）

9)地元産(道内産)食材を購入する人の割合

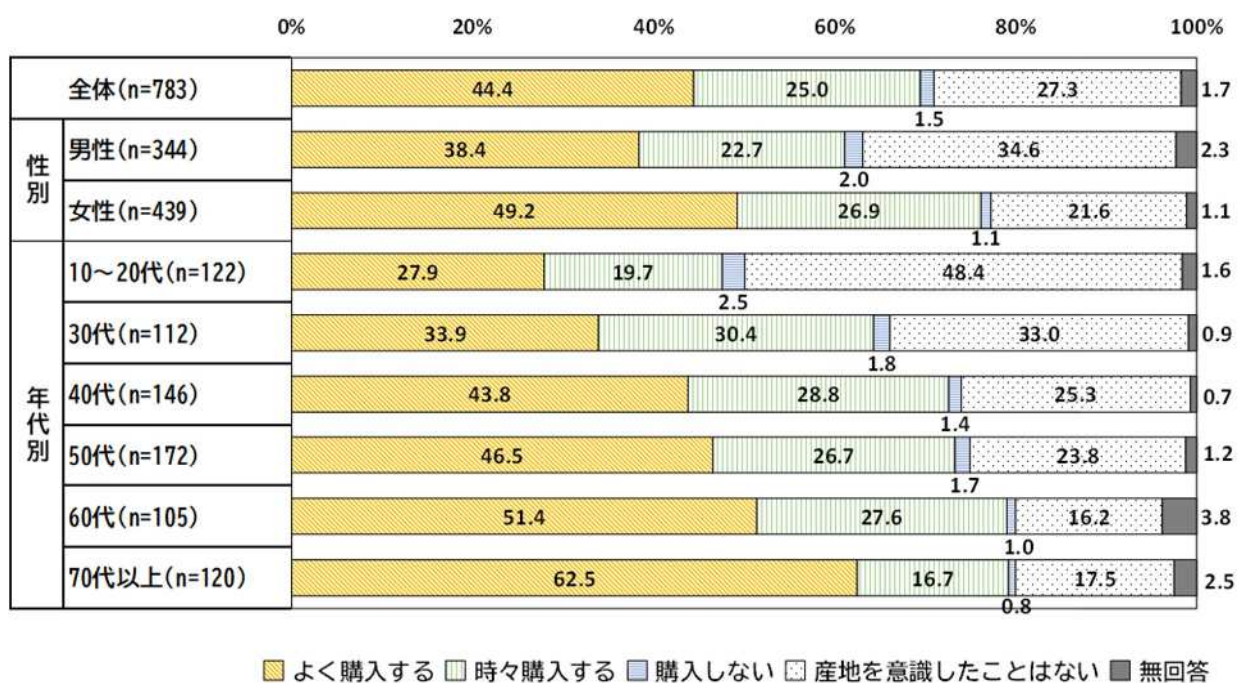
道内産の農産物の優先購入については、全体では「よく購入する」が 44.4%、「時々購入する」が 25.0%となっています。一方で「産地を意識したことはない」は 27.3%、「購入しない」は 1.5%となっています。

性別にみると、「よく購入する」は男性で 38.4%、女性で 49.2%となっています。

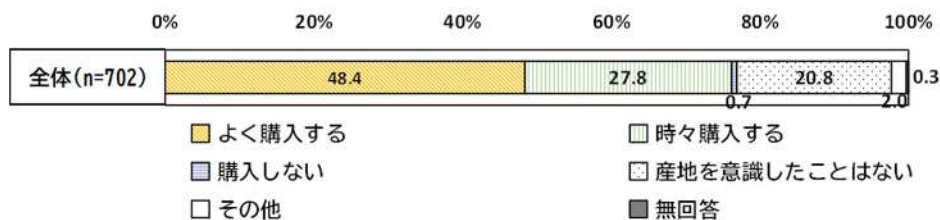
年代別にみると、「よく購入する」の割合は年齢が上がるにつれ増加傾向にあります。

平成 28 年度調査と比較すると、「産地を意識したことはない」は 6.5 ポイント高くなっています。

地元産(道内産)の農産物を購入する人の割合(成人)



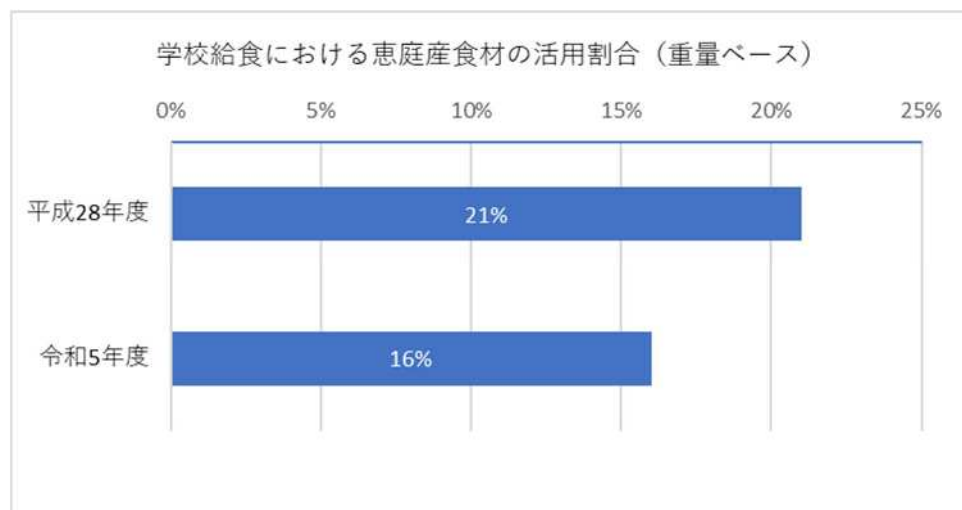
【参考】平成 28 年度調査



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（平成 28 年度、令和 5 年度）

10)学校給食における恵庭産食材の活用の割合

学校給食における恵庭産食材(野菜)の使用状況は、全体野菜使用量の16%でした。



資料：学校給食で使用する食品・器具等の調査（平成28年度、令和5年度）

11)食品ロス削減について

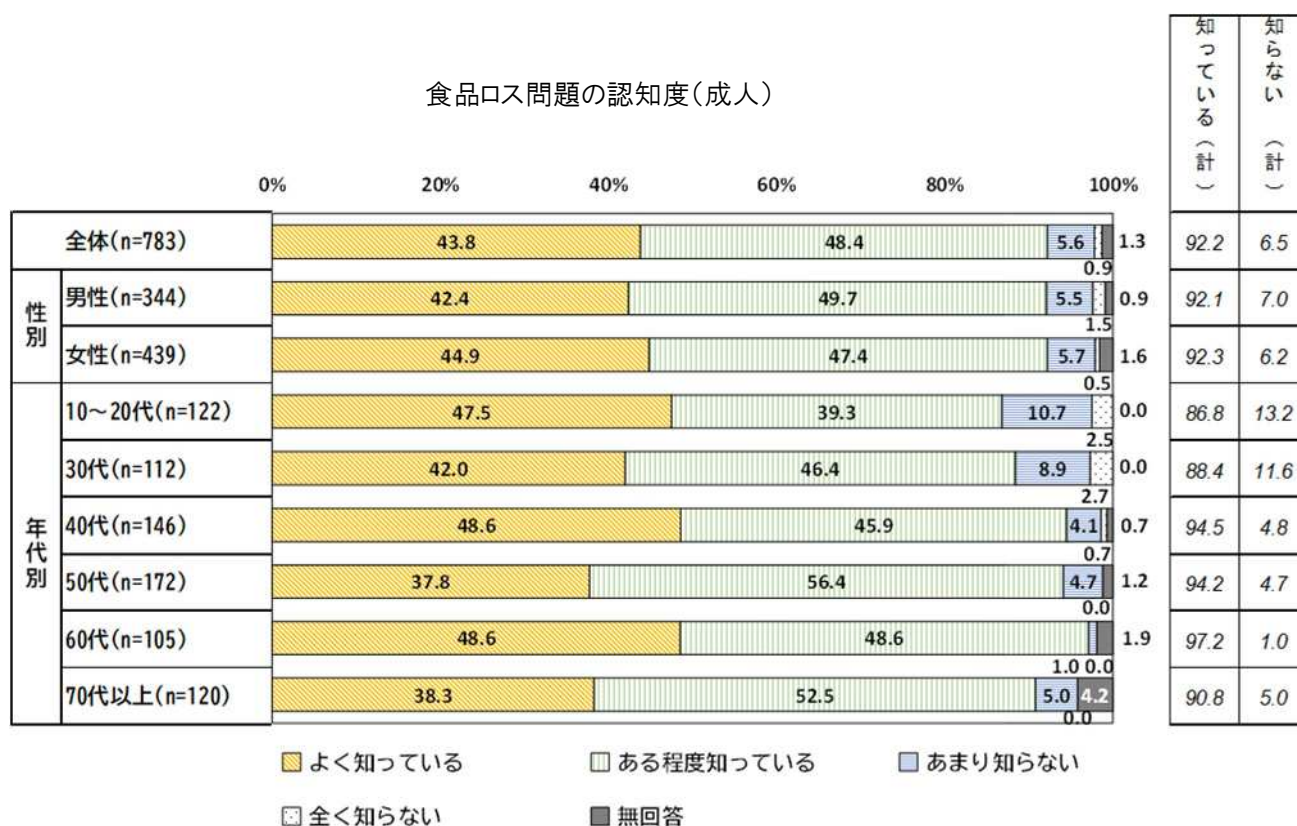
①食品ロス問題の認知度

「食品ロス」問題の認知については、全体では“知っている”※は92.2%、“知らない”は6.5%となっています。

年代別にみると、60代の“知っている”は97.2%と他の年代に比べ高くなっています。

※“知っている”(「よく知っている」+「ある程度知っている」)、
“知らない”(「あまり知らない」+「全く知らない」)

食品ロス問題の認知度(成人)



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（令和5年度）

②食品ロスを減らす取組み

「食品ロス」を減らすための取組みについては、全体では「残さず食べる」が 71.3%で最も高く、次いで『賞味期限』を過ぎてもすぐ捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」が 63.7%、「冷凍保存を活用する」が 61.0%となっています。

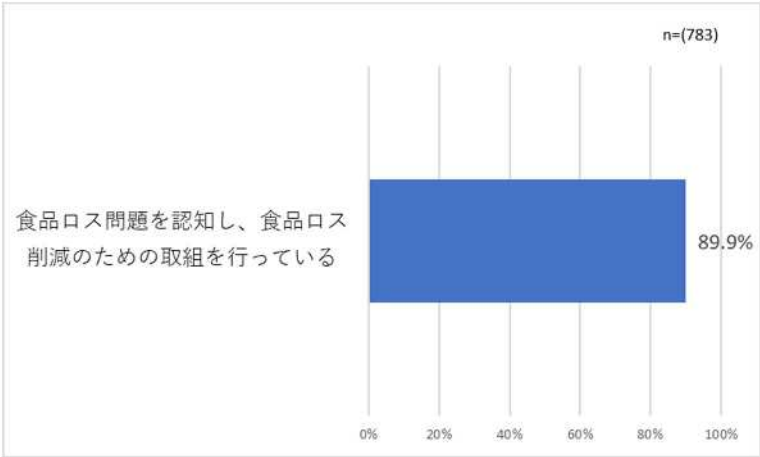
性別にみると、男性は「残さず食べる」(76.5%)、女性は「冷凍保存を活用する」(68.8%)と回答した人が最も多くなっています。



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（令和5年度）

③食品ロス削減のために何らかの行動をしている人

食品ロス問題を認知して食品ロス削減に取り組む人の割合を集計したところ、食品ロス問題を「知っている」と回答し、かつ食品ロスを減らすための取組を行っていると回答した人は全体の 89.9%となっています。



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（令和5年度）

第3章 食育推進計画の目標と施策

1. 目指すべき方向性

基本理念

『食をとおして、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざす』

食育の推進により、市民一人ひとりが食について考え、健康に配慮した食事を選択できる力や、食への感謝の気持ちと心豊かな食生活を営む力を育み、「生涯にわたる健やかな暮らしの実現」をめざします。推進にあたっては「家庭」「幼稚園・保育園等※」「学校」「地域」「農畜産業者・食品関連事業者」「行政」が協働し、目標に向かって食育推進に取り組んでいきます。

また、国の第4次食育推進基本計画の重点事項や第5次北海道食育推進計画の重点事項と調和を図りつつ、市民が具体的に食育をイメージすることができ、実践につなげられるよう食育を進めていきます。 ※「幼稚園・保育園等」とは、認定子ども園・子育て支援センター等を含みます。

基本方針

1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、妊産婦や、乳幼児から高齢者まで、ライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応し、切れ目のない、生涯を通じた食育を推進することが重要です。

生活習慣病の予防や健康寿命の延伸に向けて、市民が健全で充実した食生活を実現することを目指し、家庭、学校、保育園、職場、地域等の各場面において、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ生涯を通じた食育を推進します。

2 持続可能な食を支える食育の推進

市民が健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠です。食の生産から消費までの循環が環境に与える影響に配慮し、多くの人や活動により支えられている食に感謝の念や理解を深め、地域の食材や食文化を大切に食育を推進します。

【国】第4次食育推進基本計画 重点事項

- 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- 持続可能な食を支える食育の推進
 - ・食と環境の調和：環境の環(わ)
 - ・農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化：人の輪(わ)
 - ・日本の伝統的な和食文化の保護・継承：和食文化の和(わ)
- 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

【北海道】第5次北海道食育推進計画 重点事項

- 子ども及び子育て世代の食育の推進
- 道民との連携とネットワークによる推進体制の強化

食育を推進するための3つの分野

食育は様々な分野にわたるため、市民一人ひとりの共通理解と積極的な参加が必要です。

本計画は、食育の共通理解を深め、恵庭市が目指す食育を展開していく上で重要な視点を、食育を推進するための3つの分野として掲げました。この3つの分野を中心に、市民一人ひとりが食に関する正しい知識を持ち、実践することが重要となります。その実践を通じて、生涯にわたり健やかな暮らしを実現することができるよう、食育を推進していきます。

恵庭市の食育推進

分野1

食をとおして
健康をつくる

・健康づくりや生活習慣病の発症予防および重症化予防を推進することにより、健康寿命の延伸につながる食育を推進します。

分野2

食をとおして
人を育む

・子どもから高齢者まで全ての市民が食育への関心を深め、共食の機会を持ち、充実した食生活を実践できるよう食育を推進します。
・若い世代が食に対する意識を高め、主体的に健全な食生活に取り組めるよう食育を推進します。

分野3

食をとおして
地域をつくる

・地域の食文化について市民が関心や理解を深められるよう食育を推進します。
・生産から消費までの食べ物の循環を意識し、食品ロスの削減や環境に配慮した食育を推進します。

2. 計画の体系

基 本 理 念	基本方針	分野	目 標	個人・地域の取組	基本的な施策
食をとおして、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざす	1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	食をとおして健康をつくる 分野 1	① 体や健康のことを考えて食事をしている人を増やす ② 1日350g以上の野菜を摂取している人を増やす ③ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する人を増やす ④ ゆっくりよく噛んで食べる人を増やす	・日頃から望ましい食生活を意識しましょう ・減塩や栄養バランスの良い食事で生活習慣病を予防しましょう ・ゆっくりよく噛んで食べましょう	○妊産婦や乳幼児に対する食育の推進 ○生活習慣病予防による健康寿命の延伸につながる食生活実践の推進 ○高齢者に関わる食育の推進 ○8020やカミング30等の歯科保健活動における食育の推進
		食をとおして人を育む 分野 2	⑤ 「食育」に関心を持っている人を増やす ⑥ 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす ⑦ 朝食を毎日食べる人を増やす	・食育に関心を持ち、理解を深めましょう ・家族や仲間と食卓を囲みましょう ・地域で食を通じたコミュニケーションを図りましょう ・朝食をとり健康的な生活リズムを身につけましょう	○食育に関する理解の推進 ○コミュニケーションを通じた共食の推進 ○子どもの基本的な生活習慣の形成 ○多様な暮らしに対応した食育の推進 ○若い世代に関わる食育の推進
		食をとおして地域をつくる 分野 3	⑧ 地元産（道内産）食材を購入する人を増やす ⑨ 学校給食における恵庭産食材の活用を増やす ⑩ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている人を増やす	・家庭や郷土の味、伝統料理に親しみ、次世代に伝えましょう ・地元の食材を積極的に利用しましょう ・食べきれない量を作ったり、注文したりしましょう ・残さず食べましょう	○地域の食文化を大切に食育の推進 ○地産地消の推進 ○食品ロスの削減や食べきり、食を大切にする意識の啓発

3. 計画の目標と評価指標

評価指標					参考	
分野	目標	指標	計画策定時	目標値 令和13年度	国：現状値	国：目標値
			令和5年度		令和5年度	
1. 食をとおして 健康をつくる	①体や健康のことを 考えて食事をしている 人を増やす	①体や健康のことを 考えて食事をしている 人の割合	中学生 82%	90%	なし	なし
			成人 76%	現状維持	適正体重の維持や減塩等 に気をつけた食生活を実 践する国民：63%	適正体重の維持や減塩等 に気をつけた食生活を実 践する国民： 75%以上
	②1日350g以上の 野菜を摂取している 人を増やす	②1日350g以上の 野菜を摂取している 人の割合	成人 20%	40%	1日当たりの 野菜摂取量の 平均値：281g	1日当たりの 野菜摂取量の 平均値： 350g以上
	③栄養バランスに配 慮した食生活を実践 する人を増やす	③主食・主菜・副菜を 組み合わせた食事を 1日2回以上ほぼ毎 日食べている人の割 合	成人 32%	50%	38%	50%以上
			若い世代 26% (18～30代)	40%	28% (20～30代)	40%以上 (20～30代)
	④ゆっくりよく噛ん で食べる人を増やす	④ゆっくりよく噛ん で食べる人の割合	成人 44%	55%	48%	55%以上
2. 食をとおして 人を育む	⑤「食育」に関心を 持っている人を増や す	⑤「食育」に関心を 持っている人の割合	成人 66%	90%	78%	90%以上
	⑥朝食又は夕食を家 族と一緒に食べる 「共食」の回数を増 やす	⑥朝食又は夕食を家 族と一緒に食べる 「共食」の回数	週9.2回	週11回以上	週9.0回	週11回以上
	⑦朝食を毎日食べる 人を増やす	⑦朝食を毎日食べる 人の割合	小学生 77%	100%	朝食を欠食する 子供：6%	朝食を欠食する 子供：0%
			中学生 76%	100%	なし	なし
			成人 75%	85%	79%	なし
			若い世代 63% (18～30代)	85%	朝食を欠食する 若い世代 (20～30代)： 28%	朝食を欠食する 若い世代 (20～30代)： 15%以下
3. 食をとおして 地域をつくる	⑧地元産（道内産） 食材を購入する人を 増やす	⑧地元産（道内産） 食材を購入する人の 割合	成人 69%	80%	産地や生産者を 意識して選ぶ国民： 67%	産地や生産者を 意識して選ぶ国民： 80%以上
	⑨学校給食における 恵庭産食材の活用を 増やす	⑨学校給食における 恵庭産食材の活用の 割合 ※重量ベース	16%	30%	55% ※金額ベース	なし
	⑩食品ロス削減のた めに何らかの行動を している人を増やす	⑩食品ロス削減のた めに何らかの行動を している人の割合	成人 90%	現状維持	77%	80%以上

4. 施策の展開

(1) 分野別の施策

分野1 食をとおして健康をつくる

健康づくりや生活習慣病の発症予防および重症化予防を推進することにより、子どもから高齢者まで全ての市民が健やかで心豊かに生活でき、健康寿命の延伸につながる食育を推進します。健康寿命の延伸のためには、市民一人ひとりが主食、主菜、副菜を組み合わせた献立を意識し、栄養バランスに配慮した食事をとることや、適正体重を維持できるようエネルギーの調整を心がけるなどの健全な食生活を実践することが重要です。

なお、体格(BMI)に関しては、第3次恵庭市健康づくり計画の「栄養・食生活」の領域の中で対策を講じ十分な連携を図っていきます。(目標:妊娠届出時のやせの人の割合の減少、全出生中の低出生体重児の割合の減少、やせ傾向にある子どもの割合の減少、肥満傾向にある子どもの割合の減少、40～60歳代の肥満者の割合の減少、低栄養傾向の高齢者の割合の減少)

個人・家庭・地域の取組

- 日頃から望ましい食生活を意識しましょう
- 減塩や栄養バランスの良い食事で生活習慣病を予防しましょう
- ゆっくりよく噛んで食べましょう

基本的な施策

- 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進
- 生活習慣病予防による健康寿命の延伸につながる食生活実践の推進
- 高齢者に関わる食育の推進
- 8020 やカミング 30^{*}等の歯科保健活動における食育の推進

※カミング30(サンマル):健康づくりや食育の視点から、ひとくち 30 回以上かむことを目標としたキャッチフレーズ

評価指標

指標名	計画策定時 (令和5年度)	目標値 (令和13年度)
①体や健康のことを考えて食事をしている人の割合	中学生 82%	90%
	成人 76%	現状維持
②1日350g以上の野菜を摂取している人の割合	成人 20%	40%
③主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合	成人 32%	50%
	若い世代 26% (18～30代)	40%
④ゆっくりよく噛んで食べる人の割合	成人 44%	55%

関連する取組

○妊産婦や乳幼児に対する食育の推進

事業名	概要	担当・関係団体
食事のマナー・バイキング給食	バイキング給食を通して、食事のマナーを学ぶ(年2回)	認定こども園
給食・食育会議、研修会の実施	給食献立や衛生管理など情報を共有し検討する	保育園
保育園給食	子どもの健やかな発育・発達をめざす給食の提供(昼食、間食)	保育園
クッキング保育	自ら料理をすることで、作ること・食べることの楽しさを学ぶ	保育園
恵庭市ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポートの協力会員になるための、幼児の食に関わる知識を学ぶ座学講座	子ども政策課 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
妊婦教室	妊娠中から自分の食生活を振り返り、バランスの良い食事や必要な栄養素の摂取について理解を深める(年4回)	えにわっこ応援センター
育児教室	離乳食の進め方を理解し、それに伴う不安を解決に導き、乳歯の手入れについて学ぶ(年6回)	えにわっこ応援センター
乳幼児の栄養相談	乳幼児健診(生後3～4か月・9～10か月・1歳6か月・3歳)、すくすく相談で、食に関わる不安の軽減と、栄養に関する情報の提供を行う(毎月)	えにわっこ応援センター
子育てセミナー	子育て支援センター事業の一環で、乳幼児の保護者を対象に、食や栄養に関する知識や情報の提供を行う	子ども政策課

○生活習慣病予防による健康寿命の延伸につながる食生活実践の推進

事業名	概要	担当・関係団体
食育教材の制作と活用及び提供	栄養教育論実習内で、道民への栄養・食生活に関する普及・啓発教材の制作・活用・提供	北海道文教大学
道民の健康づくり推進事業	食事などの健康に関する正しい知識等の普及啓発を行い、健康の増進を図る	千歳保健所
食環境整備事業	ほっかいどうヘルスサポートレストラン事業と食品表示法による栄養成分表示の推進	千歳保健所
栄養関係研修事業	管内給食施設栄養管理担当者等を対象とした研修会の開催	千歳保健所

事業名	概要	担当・関係団体
健康づくり相談日	生活習慣病予防のための個別相談に応じ、からだ測定、保健・栄養指導を行う(月1回)	保健課
特定保健指導	特定健康診査の支援対象者に対し、個別または集団の支援を通して生活習慣の改善を図る	保健課
生活習慣病の発症予防・重症化予防の保健指導	生活習慣病の発症予防が必要な方(集団年4回)や重篤な疾病や合併症のリスクが高い方への指導(随時)	保健課

○高齢者に関わる食育の推進

事業名	概要	担当・関係団体
おかめカレー	カレーづくりや配食を通じた繋がりと見守り(主に高齢者)	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
男性会員の料理教室	食を通して男性会員の自立を促しフレイル予防に繋げる	恵庭市老人クラブ連合会
出前講座	栄養や歯科、生活習慣に関する健康教育の実施	保健課

○8020 やカミング 30 等の歯科保健活動における食育の推進

事業名	概要	担当・関係団体
歯科健診・歯科保健指導・フッ素塗布等	歯科疾患の予防や口腔機能の維持を目的とした知識の普及及び指導やフッ素塗布	保健課

分野2 食をととして人を育む

ライフスタイルの多様化により一人で食事をする人が増えています。子どもから高齢者まで全ての市民が食育への関心を深め、コミュニケーション豊かな共食の機会を持ち、健全で充実した食生活を実践できるよう食育を推進します。

20～30 歳代の若い世代が食に対する意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践していくことができるよう食育を推進します。

個人・家庭・地域の取組

- 食育に関心をもち、理解を深めましょう
- 家族や仲間と食卓を囲みましょう
- 地域で食を通じたコミュニケーションを図りましょう
- 朝食をとり健康的な生活リズムを身につけましょう

基本的な施策

- 食育に関する理解の促進
- コミュニケーションを通じた共食の推進
- 子どもの基本的な生活習慣の形成
- 多様な暮らしに対応した食育の推進
- 若い世代に関わる食育の推進

評価指標

指標名	計画策定時 (令和5年度)	目標値 (令和13年度)
⑤「食育」に関心を持っている人の割合	成人 66%	90%
⑥朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.2回	週11回以上
⑦朝食を毎日食べる人の割合	小学生 77%	100%
	中学生 76%	100%
	成人 75%	85%
	若い世代 63% (18～30代)	85%

関連する取組

- 食育に関する理解の促進

事業名	概要	担当・関係団体
食育だより、保育園給食レシビの配布	食に関する情報を提供する	保育園
食育だより、食育通信等の発行	学校行事や食の指導目標に沿った食に関する情報提供及び家庭への啓蒙	小学校・中学校 学校給食センター

事業名	概要	担当・関係団体
学校掲示板的活用	望ましい食習慣につながる食育資料の掲示	小学校・中学校
道文教大のしあわせレシピ	生活情報誌「ちゃんと」に月1回料理レシピを掲載	北海道文教大学
FM「e-niwa」でのPR放送①(食育の日)	毎月19日(食育の日)に、食育に関する情報を発信	地域FM放送 e-niwa(いーにわ)
FM「e-niwa」でのPR放送②(給食紹介)	幼稚園・小学校・中学校の当日の給食を紹介	地域FM放送 e-niwa(いーにわ)
給食試食会	保護者の学校給食理解の機会づくり	学校給食センター
食育講座	歯科保健や家族の食について考える機会の提供(毎年6月)	保健課
食育講演会	食育についての理解を深め食育推進に取り組めるように普及啓発を図る(年1回)	保健課
食育推進展示	関係機関・団体の食育推進の取組をパネル展示し、レシピ・パンフレット等を配布する	保健課 学校給食センター
子育てセミナー【再掲】	子育て支援センター事業の一環で、乳幼児の保護者を対象に、食や栄養に関する知識や情報の提供を行う	子ども政策課

○コミュニケーションを通じた共食の推進

事業名	概要	担当・関係団体
食育教室	地域の生産者や関係機関と連携し調理実習を実施(親子対象…年5回、学童保育通園児対象…年10回)	北海道文教大学 ルーキーズカンパニー 学校給食センター等
牛乳・乳製品料理講習会	調理実習を通して牛乳・乳製品の知識と料理方法を普及する(年1回)	恵庭消費者協会
子どもの生活・学習支援事業	様々な困難や課題を抱えている小・中学生を中心とした、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供等	えにわっこ応援センター
地域・子ども食堂	地域の方との関わりを通じて子どもも大人も安心できる居場所づくりを目指し、カレーライスを提供	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
おかめカレー【再掲】	カレーづくりや配食を通じた繋がりづくりと見守り(主に高齢者)	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

事業名	概要	担当・関係団体
恵庭市地域活動支援センター事業	調理実習を通して利用者間や職員との関係性をつくる(週 4 回)	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
カフェ・畑	栄養バランス・安心安全を考慮した料理や弁当の提供と、自分たちで育てた野菜の販売を通して、地域との繋がりを深める(就労支援 B 型はっぴーjob 就労の場)	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
親子ふれあい教室	調理実習を通じて親子が触れ合う機会をつくる	社会教育課
日曜趣味講座	平日の講座に参加できない市民に参加の機会をつくる(食関連の事業を開催)	社会教育課

○子どもの基本的な生活習慣の形成

事業名	概要	担当・関係団体
食に関する指導・給食指導	健康維持のための望ましい食習慣の理解と自ら管理する意識を身に付けることを目的とした食指導や、給食を通して食への関心を高める指導	小学校・中学校 学校給食センター
学校給食・食生活に関する調査	児童生徒の実態を把握するためのアンケート調査	小学校・中学校
学校給食の実施	心身の健全な発達のために、バランスのとれた食事を通年で提供	学校給食センター
出前講座【再掲】	栄養や歯科、生活習慣に関する健康教育の実施	保健課

○多様な暮らしに対応した食育の推進

事業名	概要	担当・関係団体
食物アレルギー対応	対象者を把握し、代替食の提供とアレルギー対応連絡表の配布を実施	学校給食センター

○若い世代に関わる食育の推進

事業名	概要	担当・関係団体
えにわ大好き！食の体験ランド	小学校 4～6 年生を対象に、文教大生と調理体験・収穫体験・ワークショップを通して、農作物への関心や理解を深め、食や人のつながりの大切さ、食べ物への興味、感謝の気持ちを育む。	ルーキーズカンパニー 北海道文教大学 社会教育課
北海道文教大学学生ボランティア活動による食育アイドルプロジェクト	SNS や YouTube、地元 FM 放送などを通じた情報発信や、幅広い年齢層が集まる地域のイベントやライブハウス等で、食育の課題や提案をオリジナル楽曲にして、歌と踊りで表現する。	北海道文教大学

分野3 食をととして地域をつくる

日本の伝統的な食文化に対する市民の関心を深め、調理技術や作法、行事食など生活とともにある日本の食文化への理解を深められるように食育を推進します。

市民一人ひとりが生産から消費までの食べ物の循環を意識し、食品ロスの削減や環境に配慮した食育を推進します。

個人・家庭・地域の取組

- 家庭や郷土の味、伝統料理に親しみ、次世代に伝えましょう
- 地元の食材を積極的に利用しましょう
- 食べきれぬ量を作ったり、注文したりしましょう
- 残さず食べましょう

基本的な施策

- 地域の食文化を大切にした食育の推進
- 地産地消の推進
- 食品ロスの削減や食べきり、食を大切にする意識の啓発

評価指標

指標名	計画策定時 (令和5年度)	目標値 (令和13年度)
⑧地元産(道内産)食材を購入する人の割合	成人 69%	80%
⑨学校給食における恵庭産食材の活用割合 ※重量ベース	16%	30%
⑩食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合	成人 90%	現状維持

関連する取組

○地域の食文化を大切にした食育の推進

事業名	概要	担当・関係団体
幼稚園給食	幼児期から和食に触れ、食に対する関心を高め食の大切さを学ぶことを目的とした給食の提供	認定こども園
季節の食材や食文化を通した食育活動	給食・年間行事を通じて、季節感や伝統的な食文化にふれる	保育園
ふるさと教育	ふるさとの産業にふれ、地域の人々とのふれあいを通して、地域の一員としての自覚を持たせる	小学校・中学校
味噌づくり講習会	恵庭産大豆を使用して味噌を作り、味噌の効能を理解する	恵庭消費者協会

○地産地消の推進

事業名	概要	担当・関係団体
地産地消の実施	地元産農作物を給食に取り入れる	保育園
FM「e-niwa」での PR 放送③(食べて♡恵庭の やさい)	地元の音楽ユニット「Dual March」が作詞作曲 した「食べて♡恵庭のやさい」をラジオやスーパー マーケット・小学校・Youtube など発信し地産 地消に繋げる	地域 FM 放送 e- niwa(いーにわ)
農商工連携による商品 開発事業	市内の農業者・飲食事業者・食品関連企業が連携 して、地域資源を活用した新製品の開発と販売 (姉妹都市…藤枝市との連携商品あり)	恵庭市農商工等連携 推進ネットワーク
恵庭市農商工等連携推 進ネットワーク	農商工連携を推進し、地域資源を活用した特産品 開発等をもって地域経済の活性化を図る	商工労働課
えにわん産業祭	企業、団体による出店・販売及び地域資源を活用 した商品・取り組みを市内外に PR	商工労働課
地場産品を活用した地 域貢献	イベント(えにわん産業祭等)で地元産食材(えび すかぼちゃ)を活用した商品を販売し、地元産食 材の認知・購入増につなげる	恵庭商工会議所
えにわ大好き！食の体 験ランド【再掲】	小学校 4～6 年生を対象に、文教大生と調理体 験・収穫体験・ワークショップを通して、農作物へ の関心や理解を深め、食や人のつながりの大切 さ、食べ物への興味、感謝の気持ちを育む	ルーキーズカンパニー 北海道文教大学 社会教育課

○食品ロスの削減や食べきり、食を大切にする意識の啓発

事業名	概要	担当・関係団体
畑の活動	身近にある食を園生活に取り入れることで食と 生活を結び付け、心を育むための畑・水田活動	認定こども園
家畜の飼育	動物を飼育し、その卵や肉を食することで命の大 切さ、食との関係を学ぶ	認定こども園
クッキング	実際に調理することで、調理に関わる人や食材に 感謝する気持ちを育てる	認定こども園
菜園活動、収穫体験	園内菜園・プランター・肥料袋を使用した野菜の 栽培・収穫の体験から、自然や育てた人への感 謝、命を大切にする気持ちを育む	保育園
非常食の試食	非常時・災害時の食について関心を持つ機会 をつくる	保育園

事業名	概要	担当・関係団体
食品ロス削減推進計画の策定	市民・関係機関及び団体、事業者と市が協働し、様々な立場から主体的に食品ロスを削減していくための計画を策定	ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課
食品ロス削減推進ポスターの作成及び掲示	食育アイドルを起用しポスターを作成掲示する	ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課 北海道文教大学
ポスターメイキング・インタビュー動画の作成及び公開	食品ロス削減推進ポスターの撮影とインタビューを、動画として公開する	ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課 北海道文教大学
食品ロス削減啓発楽曲MVの撮影場所の提供	恵庭市焼却施設を撮影場所として提供	ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課 北海道文教大学
ガーデンシティえにわFOODBAGの作成及び配布	FOODBAG(食べ残し商品持ち帰り容器)の作成と配布	ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課
フードドライブ活動の紹介	市内で行われている、各家庭などから「まだ食べられるのに捨ててしまう食べ物」を集めて、フードバンク等に寄付をする活動を市HPで紹介	ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課

2)ライフステージ別の事業一覧(事業名は再掲)

事業名	ライフステージ					
	妊娠期	乳幼児期	学齢期	青年期	壮年・ 中年期	高齢期
幼稚園給食						
畑の活動						
家畜の飼育						
食事のマナー・バイキング給食						
クッキング						
保育園給食						
菜園活動、収穫体験						
クッキング保育						
季節の食材や食文化を通じた食育活動						
地産地消の実施						
食育だより、保育園給食レシピの配布						
給食・食育会議、研修会の実施						
非常食の試食						
食に関する指導・給食指導						
学校給食・食生活に関する調査						
学校掲示板の活用						
ふるさと教育						
食育だより、食育通信等の発行						
食育教室						
食育教材の政策と活用及び提供						
道文教大のしあわせレシピ						
牛乳・乳製品料理講習会						
味噌づくり講習会						
男性会員の料理教室						
子どもの生活・学習支援事業						
地域・子ども食堂						
おかめカレー						
恵庭市ファミリー・サポート・センター事業						
恵庭市地域活動支援センター事業						
カフェ・畑						
FM「e-niwa」でのPR放送①(食育の日)						
FM「e-niwa」でのPR放送②(給食紹介)						
FM「e-niwa」でのPR放送③(食べて♡恵庭のやさい)						
道民の健康づくり推進事業						
食環境整備事業						
栄養関係研修事業						

事業名	ライフステージ					
	妊娠期	乳幼児期	学齢期	青年期	壮年・ 中年期	高齢期
農商工連携による商品開発事業						
恵庭市農商工連携推進ネットワーク						
えにわん産業祭						
えにわ大好き！食の体験ランド						
北海道文教大学学生ボランティア活動による食育アイドルプロジェクト						
地場産品を活用した地域貢献						
親子ふれあい教室						
日曜趣味講座						
学校給食の実施						
給食試食会						
食物アレルギー対応						
子育てセミナー						
妊婦教室						
育児教室						
乳幼児の栄養相談						
食品ロス削減推進計画の策定						
食品ロス削減推進ポスターの作成及び掲示						
ポスターメイキング・インタビュー動画の作成及び公開						
食品ロス削減啓発楽曲MVの撮影場所の提供						
ガーデンシティえにわFOODBAGの作成及び配布						
フードドライブ活動の紹介						
食育講座						
食育講演会						
食育推進展示						
出前講座						
歯科健診・歯科保健指導・フッ素塗布等						
健康づくり相談日						
特定保健指導						
生活習慣病の発症予防・重症化予防の保健指導						

ライフステージの区分

「 妊娠期 」……妊婦および、妊婦の家族 「 乳幼児期 」……乳幼児および、乳幼児の保護者など
「 小中高生 」……小学校、中学校、高等学校の児童生徒 「 青年期 」……16～24歳
「 壮年期 」……25～44歳 「 中年期 」……45～64歳 「 高齢期 」……65歳以上

第4章 計画を円滑に推進するために

1. 計画推進における役割

(1) 家庭の役割

子どもの健やかな成長には、栄養バランスのとれた食事と適切な身体活動、十分な睡眠や休養が必要であり、これら基本的な生活習慣の形成は、家庭が重要な役割を担っています。しかし、社会環境の変化から子どもの生活は夜型となり疲労感の蓄積、朝食の欠食、または多様化するライフスタイルにより家族で食卓を囲むことが難しいなどの状況にあります。家庭は食育の基本となる重要な場として、子どもの頃から健康づくりの視点を持ち、市民一人ひとりが食育の推進に取り組むことが大切です。

(2) 幼稚園・保育園等の役割

子どもたちは食に関する多様な体験から多くのことを学びながら、食習慣の基礎をつくっていきます。子どもの育ちを支える幼稚園・保育園・認定子ども園・子育て支援センター等は、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担っています。給食や日々の活動・行事の中に食に関する学習や体験を取り入れ、子どもが自ら意欲をもって食に関わる体験を積み重ねていく取組を進めるとともに、保護者への啓発を含め、就学前の子どもへの食育を推進します。

(3) 学校の役割

学校における食育は、学校給食を活用しながら、各教科や総合的な学習・特別活動をととして、児童・生徒が食に関する知識を身につけ、望ましい食習慣の形成をめざします。小中学校に配置された栄養教諭と教職員が連携を図り、食の指導を充実させながら、家庭や地域と連携して食育の推進に取り組みます。

(4) 地域の役割

恵庭市では、関係団体、市民団体などがさまざまな場で食に関する取組を展開しています。食育をさらに推進するためには、家庭・個人の取組だけではなく、地域活動の場を活用し、連携して取り組むことが大切です。乳幼児から高齢者までさまざまな世代が食をととして交流し、楽しみながら地域の味や食文化、食の知識、技術を伝え合うなど、あらゆるネットワークを活用し、まち全体で取り組みます。

(5) 農畜産業者・食品関連事業者の役割

恵庭市は地産地消が盛んであり、市民が恵庭産・地元産の新鮮な食材や加工品を購入しやすい環境があります。また、様々な体験活動を通じて生産・加工・流通のしくみを理解する機会を提供します。

(6) 行政の役割

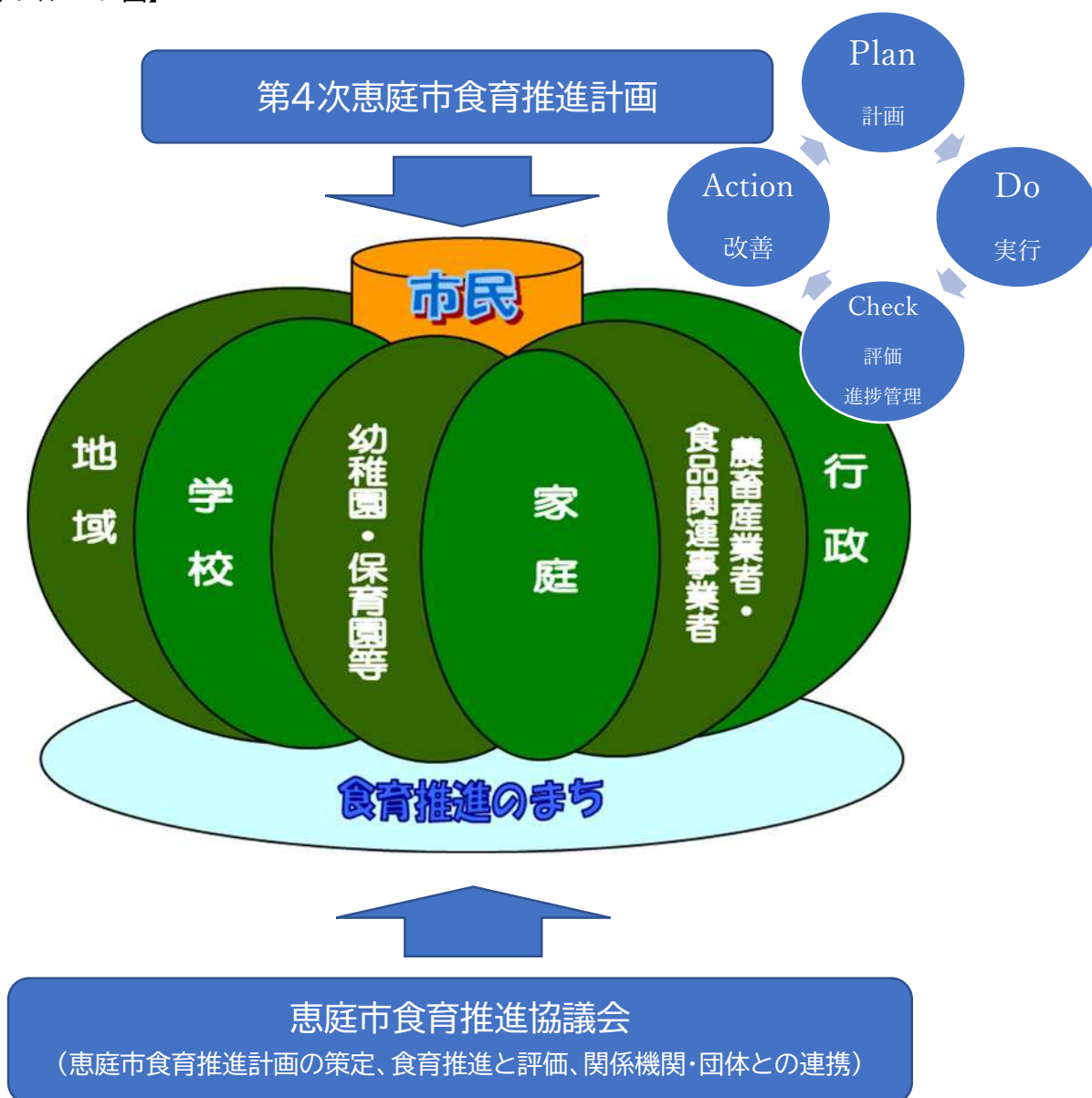
食育の推進は、市民に「食育」が浸透し実践につながるように、多くの関係団体などが連携して取り組むことが重要です。そのために、市をはじめ、市民や関係団体・機関との連携を図るための推進体制を整備し、関係者等と協働しながら総合的かつ計画的に食育の推進に取り組みます。

2. 計画の推進体制

恵庭市食育推進計画は、市民や関係団体などからの意見を施策に反映させるため、行政の関係部署、学識経験者、関係団体、市民などで組織する恵庭市食育推進協議会において、計画策定及び進行管理や評価を行います。恵庭市食育推進計画の推進にあたっては、「推進計画の策定」→「計画の実施」→「計画の評価」→「計画の見直し」のPDCAサイクルに基づき、総合的かつ計画的に進めていきます。

また、数値目標の達成状況等の評価については、アンケート調査等によるデータ収集が必要になることから、令和12年度を目途とし、それに必要な調査を実施します。

【推進体制のイメージ図】



*「えびすかぼちゃ」は道内で初めて試験栽培を行ったことから、恵庭の特産品となっています。

資 料

1. 恵庭市食育推進協議会に関すること

(1)設置要綱

(設置)

第 1 条 食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)に基づき、恵庭市における食育推進計画を策定するため及び総合的な食育の推進を図るため、恵庭市食育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 恵庭市の食育推進計画の策定に関すること。
- (2) 食育の推進と評価に関すること。
- (3) 関係機関・関係団体等との連携に関すること。
- (4) その他、食育の推進のために必要と認められること。

(組織及び任期)

第 3 条 協議会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席により開会する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、ワーキング会議を開催することができる。

(事務局)

第 6 条 協議会の庶務は保健福祉部保健課において処理する。

(報酬等)

第 7 条 委員には、報酬及び旅費等は支給しない。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 6 年 6 月 20 日から実施し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

関係機関・関係団体		地域・家庭	
1	北海道石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室(千歳保健所)	11	労働者協同組合ワーカーズコープ・ センター事業団
2	恵庭市農商工等連携推進ネットワーク	12	地域FM放送 e-niwa(いーにわ)
3	恵庭消費者協会	13	恵庭市老人クラブ連合会
4	農業生産者	市役所	
5	恵庭商工会議所	14	教育部教育総務課長
6	食品関連事業者	15	教育部社会教育課長
学識経験者		16	教育部学校給食センター長
7	北海道文教大学人間科学部 健康栄養学科	17	経済部農政課長
		18	経済部商工労働課長
教育関係		19	子ども未来部子ども政策課長
8	幼稚園・保育園・認定こども園	20	子ども未来部えにわっこ応援センター長
9	恵庭市教頭会	21	子ども未来部すみれ保育園園長
10	栄養教諭	22	生活環境部ゼロカーボン推進室廃棄物管理 課長

別表(第 3 条関係)

(2) 恵庭市食育推進協議会委員名簿

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

	所 属	役 職	氏 名
関係機関・関係団体	北海道石狩振興局保健環境部千歳地域保健室	企画総務課 主査	田原 麗桜奈
	恵庭市農商工等連携推進ネットワーク	幹事	島田 龍哉
	恵庭消費者協会	会長	戸花 小夜子
	農業生産者(ルーキーズカンパニー)	会長	吉田 寛
	恵庭商工会議所	経営支援課 主査	今野 健介
	食品関連事業者(恵庭農畜産物直売所かのな)	店長	新保 孝
経験者 学識	北海道文教大学人間科学部健康栄養学科	教授	田中 弘之
教育関係	幼稚園・保育園・認定こども園	栄養教諭(恵庭幼稚園)	木幡 遼菜
	恵庭市教頭会	恵庭市立松恵小学校 教頭	竹田 睦生
	栄養教諭	栄養教諭(柏陽中学校)	伊藤 由香里
地域・家庭	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	恵庭市ファミリー・サポート・センターアドバイザー	松本 李奈
	地域 FM 放送 e-niwa(いーにわ)	営業・制作ディレクター	滝沢 貴之
	恵庭市老人クラブ連合会	会長	亀石 和代
市役所	教育部	教育総務課長	藤野 真一郎
		社会教育課長	黒氏 優子
		学校給食センター長	山野辺 龍人
	経済部	農政課長	市川 忠志
		商工労働課長	上山 謙太郎
	子ども未来部	子ども政策課長	辰下 知文
		えにわっこ応援センター長	高橋 明子
		すみれ保育園園長	五十嵐 大地
	ゼロカーボン推進室	廃棄物管理課長	中山 真

2. 食育基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食

育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二食育の推進の目標に関する事項

三国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条農林水産省に、食育推進会議を置く。

2食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2会長は、会務を総理する。

3会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第 4 次恵庭市食育推進計画(案)
(令和7年度～令和 13 年度)
令和〇年〇月

発行:恵庭市
編集:保健福祉部保健課
(恵庭市緑町2丁目1―1)
電話番号:0123-25-5700
E-mail:hokenka@city.eniwa.hokkaido.jp